

事務連絡  
令和3年3月31日

賃貸住宅関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

賃貸住宅における家具の転倒防止措置の促進について（周知依頼）

国土交通行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、内閣府より、別添のとおり、賃貸住宅の入居者において、家具の転倒防止措置の重要性が認識され、転倒防止措置の普及が進むよう、関係各所に周知するよう依頼がありました。

ついては、防災・減災対策が進むよう、貴団体におかれては、所属会員企業等の皆様に対して、別添の内容を周知・啓発いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和3年3月31日

各都道府県・指定都市住宅担当課 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

賃貸住宅における家具の転倒防止措置の促進について（周知依頼）

国土交通行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、内閣府より、別添のとおり、賃貸住宅の入居者において、家具の転倒防止措置の重要性が認識され、転倒防止措置の普及が進むよう、関係各所に周知するよう依頼がありました。

つきましては、家具の転倒防止措置の重要性と壁等を傷つけない家具の転倒防止措置を紹介する資料等について、関係団体とも連携するなどして、当該内容を広く周知・啓発いただくとともに、一部の地方公共団体において実施されている金具等を用いた家具の転倒防止措置に係る原状回復義務の免除という取組について、今後の取組の参考としていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、貴管内市区町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社を設立している地方公共団体におかれては当該地方住宅供給公社に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

事務連絡  
令和3年3月31日

国土交通省住宅局住宅総合整備課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）

賃貸住宅における家具の転倒防止措置の促進について（周知依頼）

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建物の中でけがをした人の約半数（46%）は家具の転倒、落下が原因だったという調査結果があり、地震対策には自宅で「自分の命を自分で守る」ため、家具の転倒防止が有効であることが注目されました。

本年に入ってから、最大震度6強の福島県沖を震源とする地震や、最大震度5強の宮城県沖の地震なども続いて発生し、さらに南海トラフ地震や首都直下型地震など、いつ起きるか分からない巨大地震へ日頃から備えておくことは非常に重要です。

家具の転倒防止措置には、家具を金具等で壁に固定する方法等がありますが、特に賃貸住宅に住まわれる方々において、壁に穴を空け金具等で固定する方法をとることにより、退去時に原状回復義務が生じ得ること等を懸念される場合があります。そこで、別紙1のとおり、家具の転倒防止措置の重要性及び壁等に穴を空けなくてもいい家具の転倒防止措置を紹介する資料をとりまとめました。

また、別紙2のとおり、一部の地方公共団体では、公営住宅等において、事前に地方公共団体の許可を得た上で実施する金具等を用いた家具の転倒防止措置に係る原状回復義務を免除するという取組が実施されています。家具の転倒防止措置に係る支援策の一つとして、ご参考までに紹介いたします。

つきましては、賃貸住宅に住まわれる方々において、家具の転倒防止措置の重要性が認識され、当該防止措置の普及をはじめとした防災・減災対策が進むよう、上記について、貴省より関係各所へ周知してくださるよう、御協力をお願いいたします。

参考：内閣府防災担当が作成した防災パンフレット「みんなで減災」、「減災のてびき」

- ・みんなで減災：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/gensai.html>
- ・減災のてびき：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/gensai/tebiki.html>

【連絡先】 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（普及啓発・連携担当）付  
和田、長谷川 TEL：03-3502-6983（直通）

## ■ 家具の転倒防止措置が命を守る！

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建物の中でけがをした人の約半数（46%）は家具の転倒、落下が原因だったという調査結果があります。

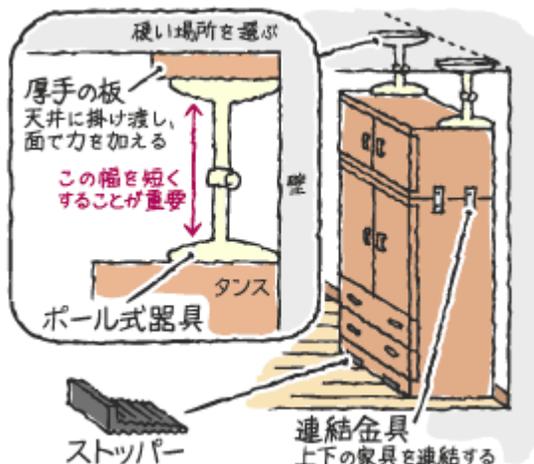
地震対策において、自宅で「自分の命は自分が守る」ため、また、火災の防止や避難の妨げにならないようにするためにも、家具の転倒防止措置をとることは非常に重要なことです。

### 壁などに穴を空けないで行える、効果的な家具の転倒防止措置について

#### ■ 「大地震では家具は必ず倒れるもの」と考える

地震に備えて今すぐ家具の固定をしましょう。家具の転倒防止方法には様々な方法がありますが、L型金具のように壁に穴を空けて固定する方法以外の方法もありますので、ご紹介いたします。複数の対策を講じることでその効果を高めることこともお勧めします。

##### [タンスの固定]



**ポール式器具**はタンスの奥の方（壁側）で、天井や家具の堅い所に取り付け、床も**ストッパー式器具**などで固定します。**段ボール箱**や**新聞紙**を畳んで床に挟むことでそれぞれ代用しても一定の効果を得ることができます。

##### [テレビの固定]

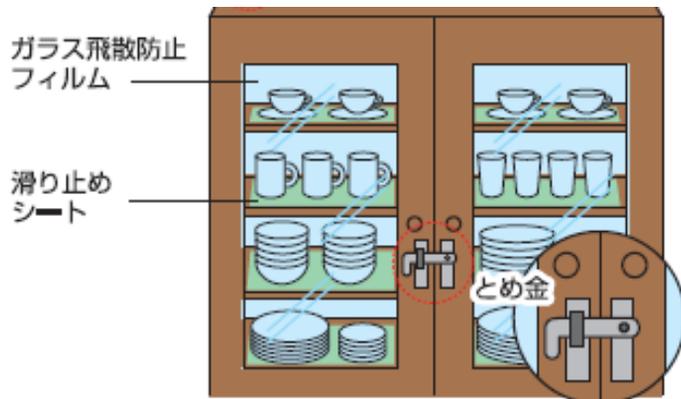


テレビとテレビ台の間に設置するタイプのもので振動を吸収する力により、転倒を防止します。

#### ■ 転倒防止措置以外に気を付けること

転倒防止措置のほか、扉の前など避難の妨げとなる場所や寝室には家具を置かない、寝床に倒れない配置を工夫する、重いものは家具の下部に収納するなどの工夫をすることも重要です。

##### [食器棚の固定]



観音扉が開かないように**とめ金**をつけたり、**ガラス飛散防止フィルム**や**滑り止めシート**を貼るなどして、ガラスや食器が飛び出て凶器にならないよう工夫をしましょう。

##### [本棚の固定]



タンスと同じように、壁の中の硬い所があるとところにポール式器具を取りつけます。また、壁に穴をあけないタイプの粘着式の固定器具もあります。

## ＜東京都港区の事例＞

## ～区からのお知らせ～

# 区営住宅・区立住宅・特定公共賃貸住宅にお住まいの方へ 家具転倒防止を目的に、ねじ止め器具で壁等に 穴を空けた場合、原形に戻す必要はありません

## 1 支援対象

区営住宅・区立住宅・特定公共賃貸住宅にお住まいの方で「工作物設置許可申請書」を提出し、許可を受けている方

## 2 支援内容

家具転倒防止を目的に、ねじ止め器具で壁等に穴を空けた場合の原状回復義務を免除します。  
(返還時に原形に戻す必要はありません)。

## 3 注意事項

- (1) 壁等に穴を空けるタイプの家具転倒防止器具の設置をする際は、必ず「工作物設置許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります。
- (2) 工作物設置許可申請書は各地区総合支所協働推進課協働推進係で配布しています。
- (3) 設置する器具の写真や固定方法等、詳細がわかる書類を併せて提出してください。

## 提出先はこちら

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル 8F 株式会社 東急コミュニティー

## 申込み受付窓口：各総合支所 協働推進課 協働推進係

芝地区総合支所 芝公園1-5-25 電話 **3578-3111**  
 麻布地区総合支所 六本木5-16-45 電話 **3583-4151**  
 赤坂地区総合支所 赤坂4-18-13 電話 **5413-7011**  
 高輪地区総合支所 高輪1-16-25 電話 **5421-7611**  
 芝浦港南地区総合支所 芝浦1-16-1 電話 **3456-4151**

## 問合せ先

港区役所  
 防災課地域防災支援係  
 〒105-8511 芝公園1-5-25  
 電話 **3578-2517**

### 訪問販売にご注意を！

区や消防署の名をかたった訪問販売にご注意ください。  
(区や消防署では訪問販売はいたしておりません。)



## 室内の安全対策ってどうやって取組めばいいの？

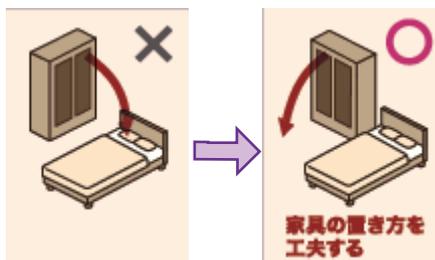
家具の固定のほか、家具の数を減らす、家具の配置を工夫するといった取組みも、自宅でケガをしない対策につながります。

次の①～③の順番で取組み、震災時に自宅でケガをしない住まいをつくりましょう。

### ①家具の数を減らす



### ②家具の配置を工夫する



### ③家具を固定する

